

[別添]

第3回「通訳ガイド制度周知強化週間」について

1. 目的

有資格通訳ガイドの確保のため、平成18年4月1日から通訳ガイドへの参入規制の緩和等を内容とする改正通訳案内士法等が施行されるとともに、平成18年度から海外でも通訳案内士試験が実施されていること等を受けて、平成17年度の第1回、平成18年度の第2回に引き続き、無資格通訳ガイドを排し、有資格通訳ガイドの活用を促す観点から、集中的な制度周知活動を行うこととする。

その際には、幅広い観光関係者の協力を得て、外国旅行業者及び外国人旅行者等を対象に、通訳ガイド活用のメリットに加え、特に

- ① 無資格ガイドが違法であること(50万円以下の罰金)、
- ② 18年度より海外4都市(ソウル市、北京市、香港及び台北市)でも通訳案内士試験を実施していること、

の2点に重点を置いて周知を図ることとする。

2. 実施期間

平成20年2月1日(金)～2月29日(金)

3. 実施項目

- (1) 地方公共団体、国際観光振興機構、観光協会、通訳ガイド団体、旅行業界、ホテル・旅館業界等の関係者への本周知強化週間の趣旨説明及び協力依頼。
- (2) 我が国の通訳ガイド試験に関する韓国語及び中国語(繁体字、簡体字)のパンフレットを、試験が実施されている海外都市(ソウル、台北、北京、香港)において外国旅行業者等に配布。国際観光振興機構のメールニュースによっても、無資格通訳ガイドが違法であること、平成18年度より海外でも通訳ガイド試験を実施していることを外国旅行業者等に通知。
- (3) 我が国の通訳ガイド制度に関する韓国語、中国語(繁体字、簡体字)、英語のリーフレットを外国人旅行者等に配布。
- (4) 国、地方公共団体、通訳ガイド団体の連携による、全国の主要観光地における無資格通訳ガイドに対する個別指導の実施。

その他、「通訳ガイド制度周知強化週間」について、国土交通省及び国際観光振興機構のホームページにおいて広く周知。

4. 今回の「通訳ガイド制度周知強化週間」の特徴

今回実施する「通訳ガイド制度周知強化週間」は、これまで2回の実施を踏まえ、以下の点を改善して実施している点に特徴があります。

○「実施期間」について

本周知強化週間を、それまでの5、6月から変更し、韓国、中国等からの外客が多い旧正月の前後の期間である2月に設定しました。これにより、5～6月に願書提出、9月に実施の通訳ガイド試験に関する受験をお考えの方々への周知も、試験準備期間を踏まえたより効果的な実施が可能となります。

○「実施項目(1)」の関係者への協力依頼について

本件に関し、従来の観光関係団体に加え、当該団体に属していないインバウンド旅行者にも可能な限り協力を依頼し、より幅広い体制で通訳ガイド制度の周知を図ります。

○「実施項目(2)」の通訳ガイド試験に関するパンフレットの配布について

平成18年度から通訳ガイド試験が海外の4都市（ソウル、台北、北京、香港）でも実施されているところですが、今回から新たに、通訳ガイド試験に関する韓国語、中国語のパンフレットを作成し、各4都市において旅行業者等に配布して、試験の海外実施に関するより一層の周知を行います。

○「実施項目(4)」の無資格通訳ガイドの個別指導について

全国の主要観光地における無資格通訳ガイドに対する個別指導については、本周知強化週間を契機として、訪日外国人旅行者の多い時期と観光地を踏まえて、本周知強化期間を超えた継続的な実施を、従来より強化して推進します。